

令和6年度学校・保育所等・医療機関向け 障害者虐待防止・権利擁護研修



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策班



本日お伝えすること

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待に係る通報義務
- 3 千葉県の障害者虐待件数



1 障害者虐待防止法の概要



「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)

目的 (法第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



障害者虐待防止法(平成24年10月1日施行)

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

障害者虐待防止法第2条第2号

(ア)養護者による虐待・・・家族・親族・同居している人・身の世話をする知人等

18歳未満の場合、通報や虐待対応については児童虐待防止法が適用

(イ)障害者福祉施設従事者等による虐待・・・障害者総合支援法等に規定する施設の業務に従事する者

高齢者関係施設等の利用者には65歳未満であっても高齢者虐待防止法が適用

児童福祉施設(障害児入所施設・乳児院・児童養護施設等)の利用者には児童福祉法が適用

(ウ)使用者による虐待・・・障害者を雇用する事業主等

就労継続支援A型事業所の場合、施設従事者等・使用者による虐待の両方に該当

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」 (第3条)



障害者虐待の例

① 身体的虐待

暴力等によって身体に傷等を生じさせるまた、正当な理由なく身体を拘束すること

事例: 殴る・蹴る・平手打ち、居室(個室)への閉じ込め、行動の制限、向精神薬の過剰服薬

② 性的虐待

性的な行為をすることまた、それをさせること

事例: 入浴時における写真撮影及び広報紙への掲載・居室(個室)での性的行為、施設外での性的行為
【留意点】勤務時間外、施設等の敷地外での行為についても障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に該当

③ 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視や嫌がらせ等により心理的外傷を与えること

事例: 暴言、脅し、本人の意思に反したあだ名呼び、他利用者・職員への暴言を見聞きしたことによる精神的苦痛

④ 放棄・放置

食事や排泄などの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状況を悪化、又は不当に保持しないこと

事例: 利用者同士のトラブルの放置、人員配置を理由とするサービス不提供、徘徊や病気の放置

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること

事例: 利用者の金銭の私的利用、日常生活に必要な金銭を使わせない



学校・保育所等・医療機関の責務

法第29条 (就学する障害者に対する虐待の防止等)

学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

法第30条 (保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

保育所等の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

法第31条 (医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。



2 障害者虐待に係る通報義務



「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)

法第6条（障害者虐待の早期発見）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、**学校、医療機関、保健所**その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

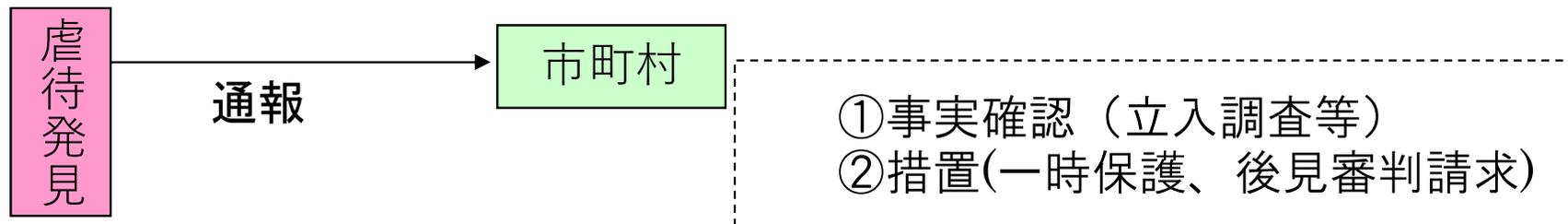
3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。



障害者虐待防止等の対応スキーム(概要)

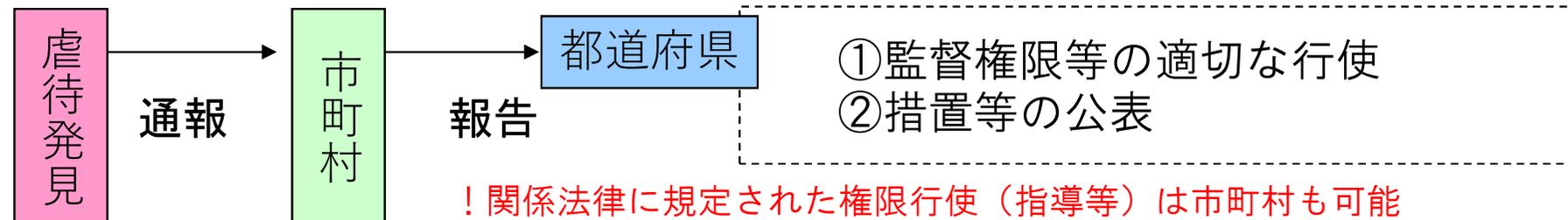
養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



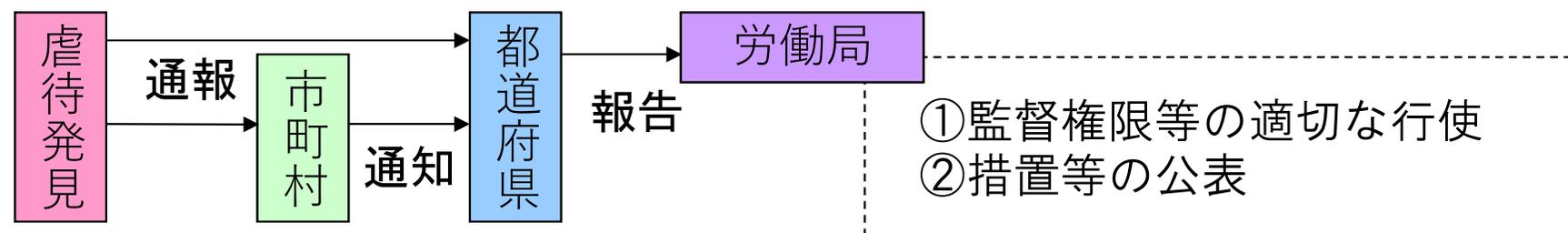
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



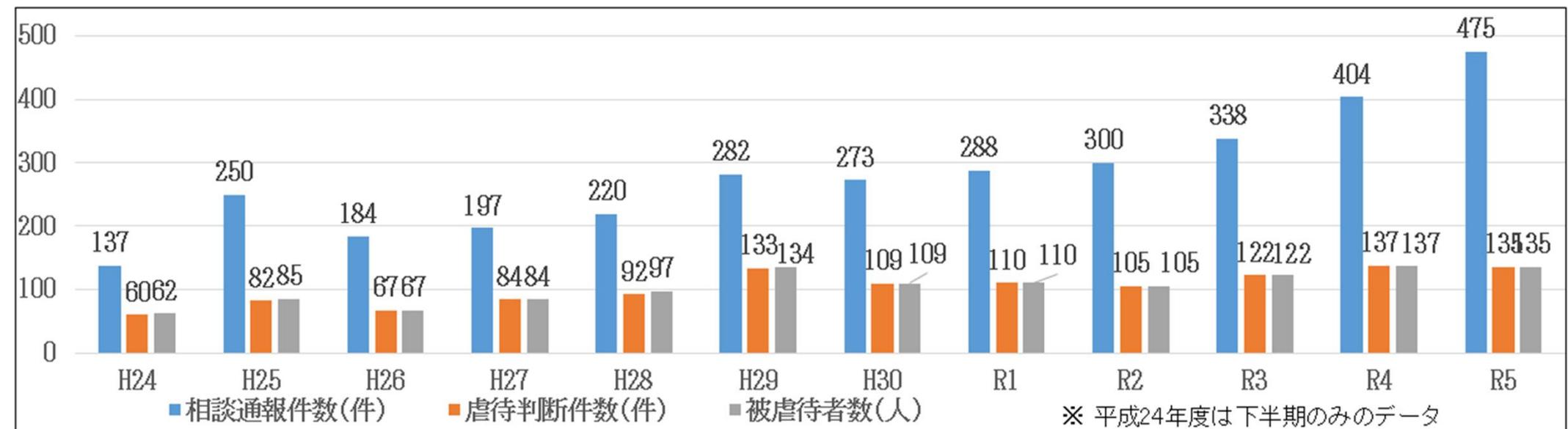
3 千葉県の子供虐待被害者数



養護者による障害者虐待対応状況

相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数

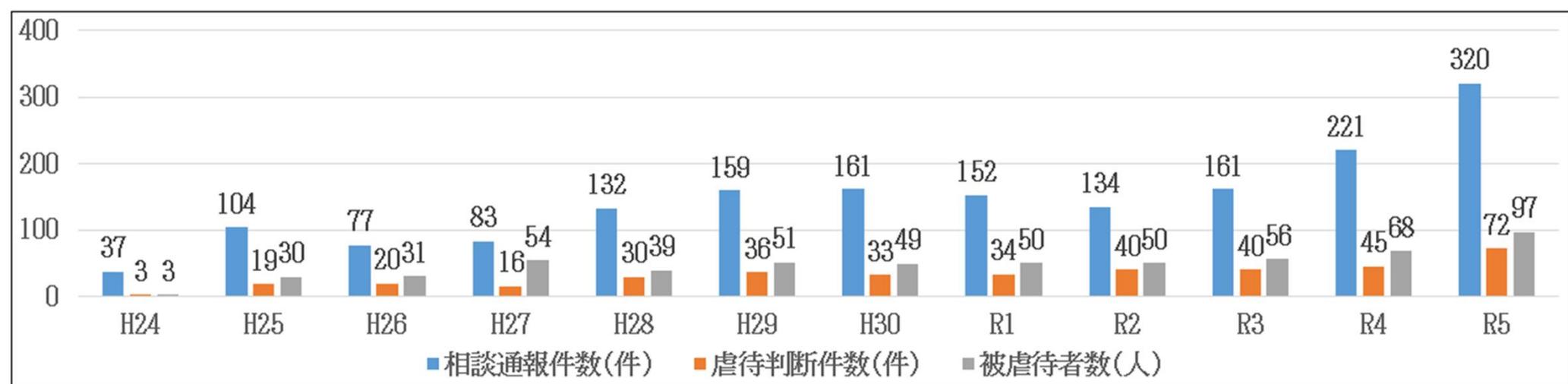
養護者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
相談・通報件数(件)	137	250	184	197	220	282	273	288	300	338	404	475	3,348
虐待判断件数(件)	60	82	67	84	92	133	109	110	105	122	137	135	1,236
被虐待者数(人)	62	85	67	84	97	134	109	110	105	122	137	135	1,247



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応状況

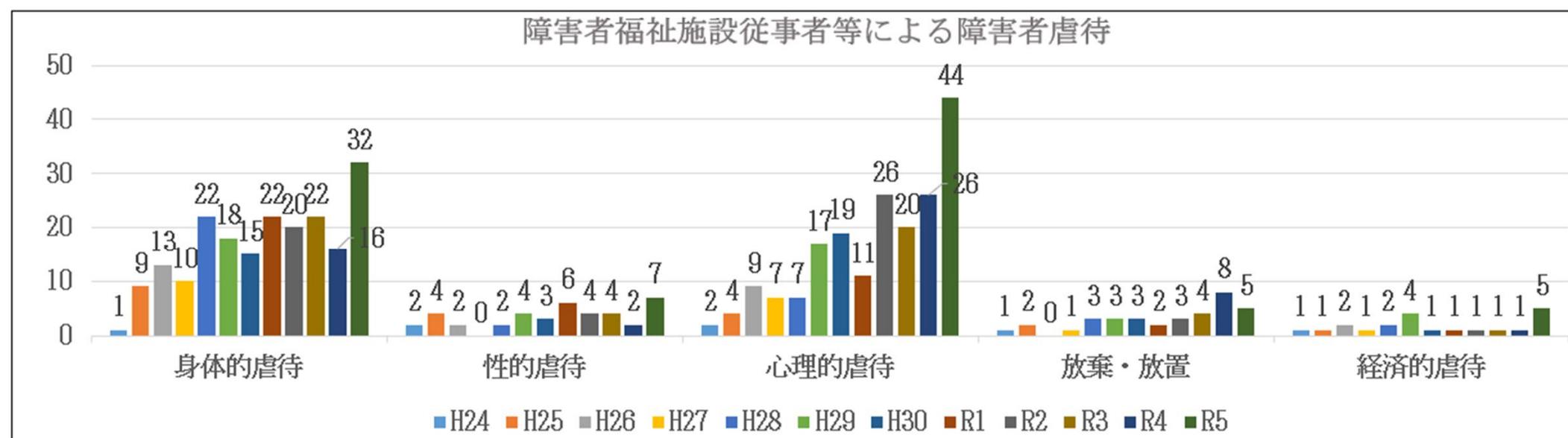
相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数

障害者福祉施設従事者等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
相談・通報件数(件)	37	104	77	83	132	159	161	152	134	161	221	320	1,741
虐待判断件数(件)	3	19	20	16	30	36	33	34	40	40	45	72	388
被虐待者数(人)	3	30	31	54	39	51	49	50	50	56	68	97	578



②障害者虐待の類型（件）

障害者福祉施設従事者等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
身体的虐待	1	9	13	10	22	18	15	22	20	22	16	32	200
性的虐待	2	4	2	0	2	4	3	6	4	4	2	7	40
心理的虐待	2	4	9	7	7	17	19	11	26	20	26	44	192
放棄・放置	1	2	0	1	3	3	3	2	3	4	8	5	35
経済的虐待	1	1	2	1	2	4	1	1	1	1	1	5	21

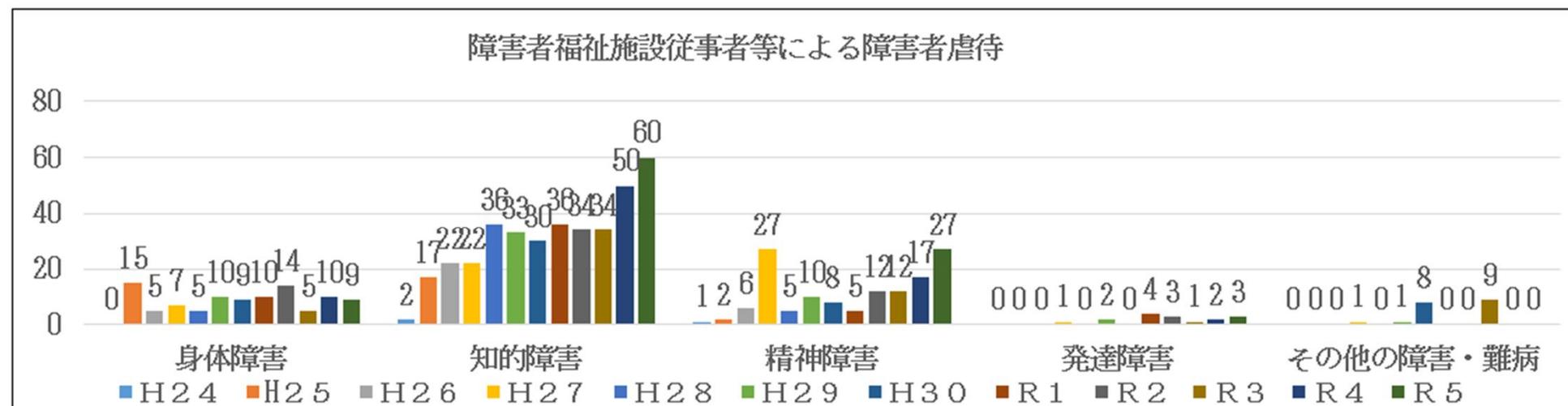


障害者虐待の判断件数及び被虐待者数とは一致しません。

③被虐待者の障害種別

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応状況

障害者福祉施設従事者等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
身体障害(人)	0	15	5	7	5	10	9	10	14	5	10	9	99
知的障害	2	17	22	22	36	33	30	36	34	34	50	60	376
精神障害	1	2	6	27	5	10	8	5	12	12	17	27	132
発達障害	0	0	0	1	0	2	0	4	3	1	2	3	16
その他の障害・難病	0	0	0	1	0	1	8	0	0	9	0	0	19



※障害者虐待の判断件数及び被虐待者数と一致しません。

④虐待があった障害者福祉施設等の種別 (H24-R5)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応状況

障害者福祉施設従事者等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
虐待判断件数(件)	3	19	20	16	30	36	33	34	40	40	45	72
1 障害者支援施設		5	5	3	10	13	7	7	9	11	14	7
2 居宅介護									1	1		3
3 重度訪問介護								1	2			
4 療養介護					1		2	1		1		
5 生活介護		4	1	6	5	1	3	7	6	3	3	11
6 短期入所			2		1	1	1	1	1	2		
7 自立訓練			1			1						1
8 就労移行支援					1						2	
9 就労継続支援A型事業所	1			1		4	3		3	2	4	2
10 就労継続支援B型事業所		2	4	2	1	1	4	1	3	2	5	7
11 共同生活援助	1	5	5	3	7	6	6	4	10	9	9	28
12 一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所					1			1		2	1	
13 移動支援		1	1					1				
14 地域活動支援センターを 経営する事業	1	1	1		2	4	2	2				
15 児童発達支援					1	1	1		1	1		2
16 放課後等デイサービス		1		1		4	4	8	4	6	7	11

ご清聴ありがとうございました。

